

里帰り等における予防接種について

里帰りなどの事情により、滞在先（離島や県外）の医療機関でお子さまの定期予防接種を希望する場合、事前に手続きをすることで全額または一部公費負担で接種することができます。

必ず接種前に健康増進課へご連絡ください。

接種する医療機関が決まったら・・・・・・・・

1. 健康増進課窓口で**予防接種実施依頼書交付申請書**により申請してください。
2. 宮古島市が医療機関へ確認を行い、以下の2つの方法のいずれかで対応いたします。
(滞在先の医療機関により対応が異なります)。

- 【1. 宮古島市と医療機関の間で請求手続きを行う】
医療機関へ予約後に接種してください。
※申請した予防接種を完了せずに滞在を終えた人はご連絡ください。
- 【2. 償還払い（払い戻し）を行う（1の方法がとれない場合）】
医療機関へ予約後に接種してください。
※接種料金：全額自己負担でお支払いをしてください。
※宮古島市が定めた額の範囲内で払い戻しを行います。

※償還払い（払い戻し）の手続きに必要な書類※

- 予防接種費用償還払申請書兼請求書
- 予防接種を受けたことを証明する書類（親子健康手帳等の写し）
- 接種した医療機関が発行する領収書（原本）
- 振込先通帳の写し（振込先金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの）
- 記録後の予診票またはその写し
- 印鑑（認印可）をお持ちください。

※申請期限：接種日の翌日から起算して1年以内

※接種見合わせの際の問診料については、償還払いの対象外になります。

問い合わせ先
〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里186番地
宮古島市役所 健康増進課
TEL：0980-73-1978（予防接種担当宛）

